

## 【別記 1】

# 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続・新規)

令和 年 月 日

一般社団法人愛知県木材組合連合会 殿

(申請者)

〒 ー  
事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
電話番号：( ) ー  
FAX番号：( ) ー  
E-Mail

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関係情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

## 記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量  
(但し、新規の時は提出不要)
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針 (GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書」)
- 6 その他(注)

注：その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。



【別記1】の別添2

(継続の時に提出して下さい)

過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 事業者の名称 :

区 分		単位	内 訳			参考 (調達価格)
			年度	年度	年度	
木材の取扱量 (総量)	原木(原料)入荷量					
	製材品の入荷量					
	チップ等出荷量					
間伐材等 由来の木質バイオマス	間伐材					
	森林経営計画					
	保安林等					
	国有林野等					
	計					
一般木質 バイオマス	製材等残材					
	その他由来の証明 が可能な木材					
	計					
リサイクル 木材	建設資材廃棄物					
	その他					
	計					
合 計						

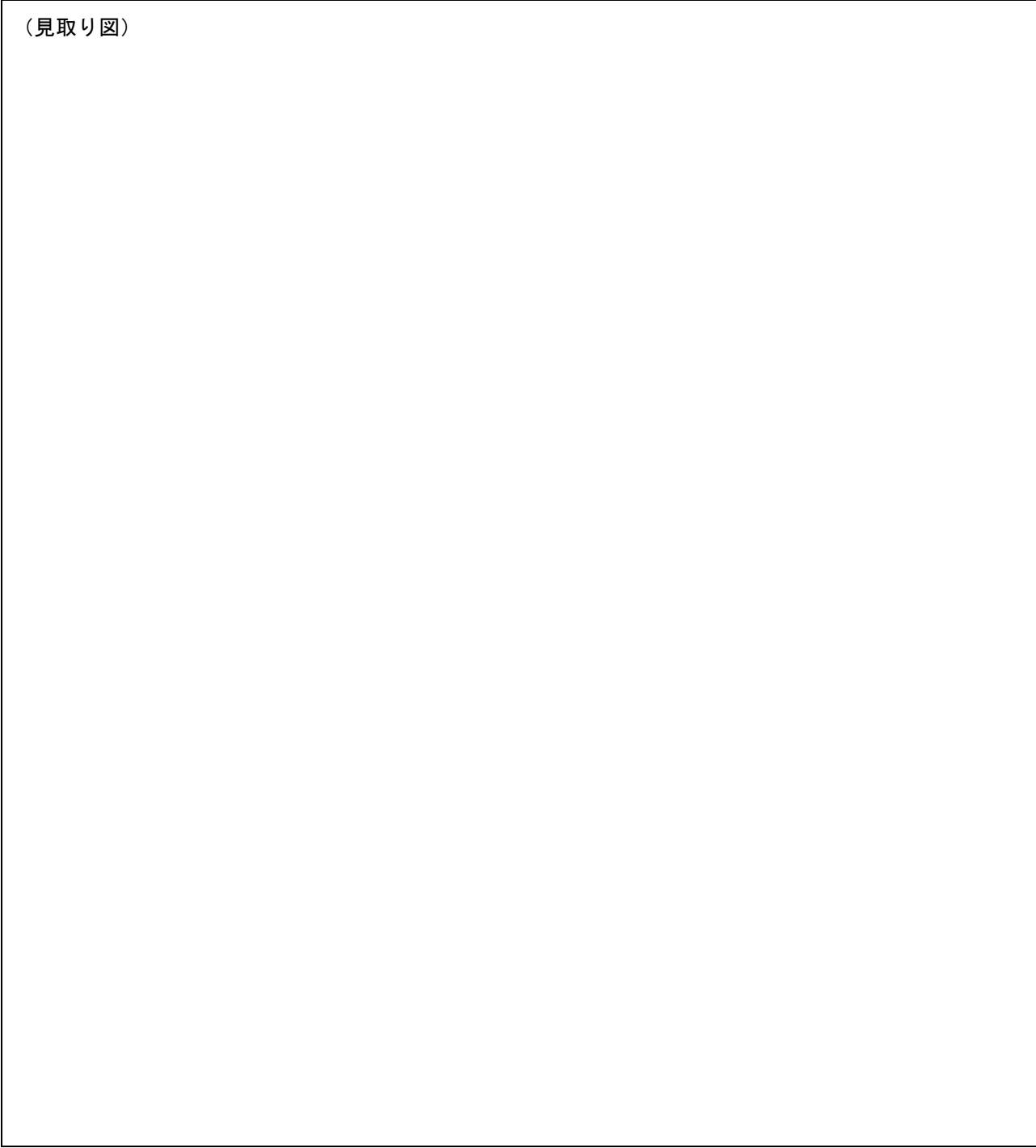
(注) 単位には、m³又はtで記入してください。

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

（会社名）

（住所）

（見取り図）



（注） 施設（敷地、工場、倉庫、土場、事務所等）の位置が分かる見取り図を作成してください。

又、それぞれの施設の面積（㎡又は坪）も合わせて記入してください。

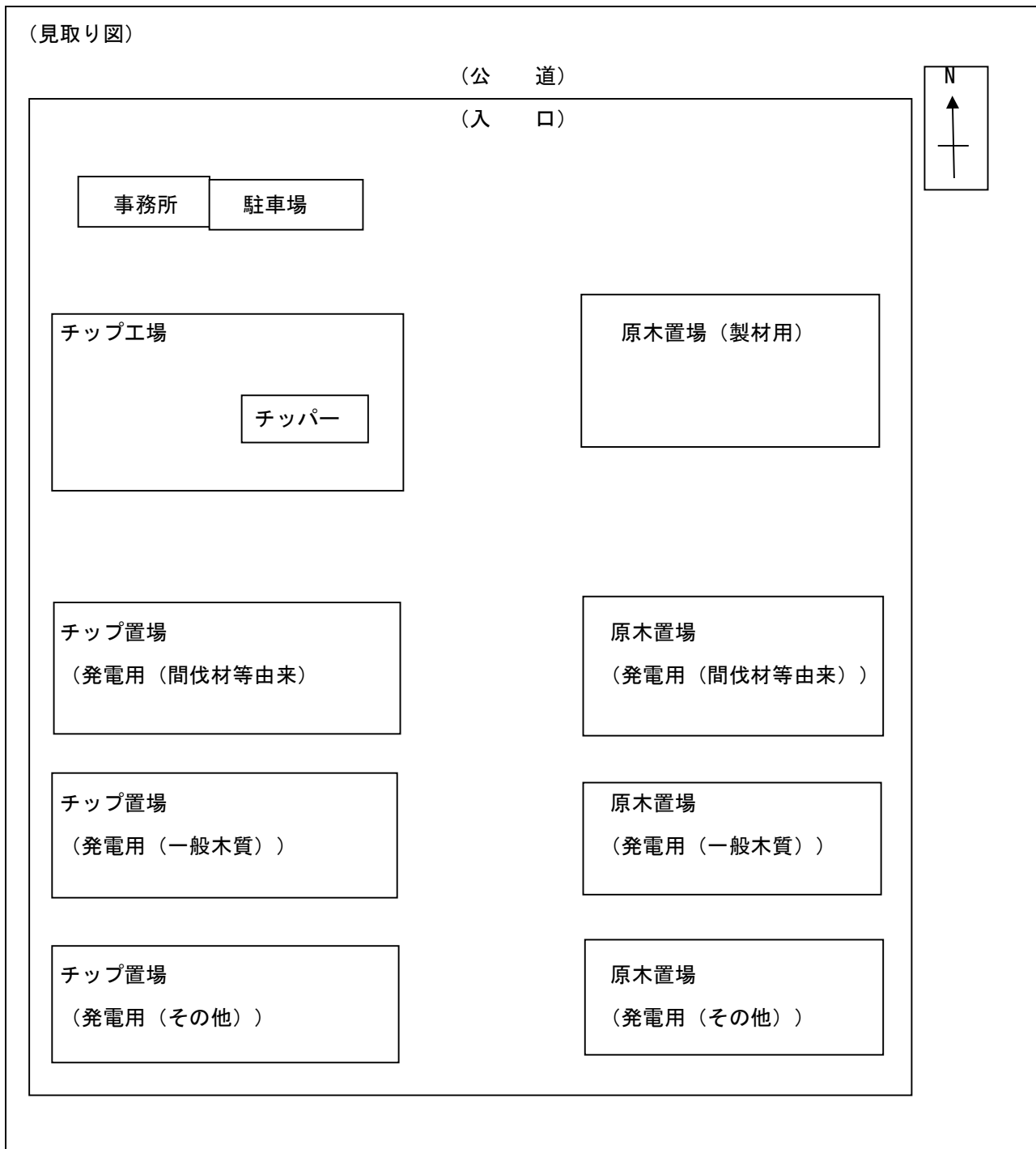
「方位」を入れてください。

【別記1】の別添3 (記入例)

### 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

(会社名 )

(住所 )



(注) 施設（敷地、工場、倉庫、土場、事務所等）の位置が分かる見取り図を作成してください。

又、それぞれの施設の面積（㎡又は坪）も合わせて記入してください。

「方位」を入れてください。

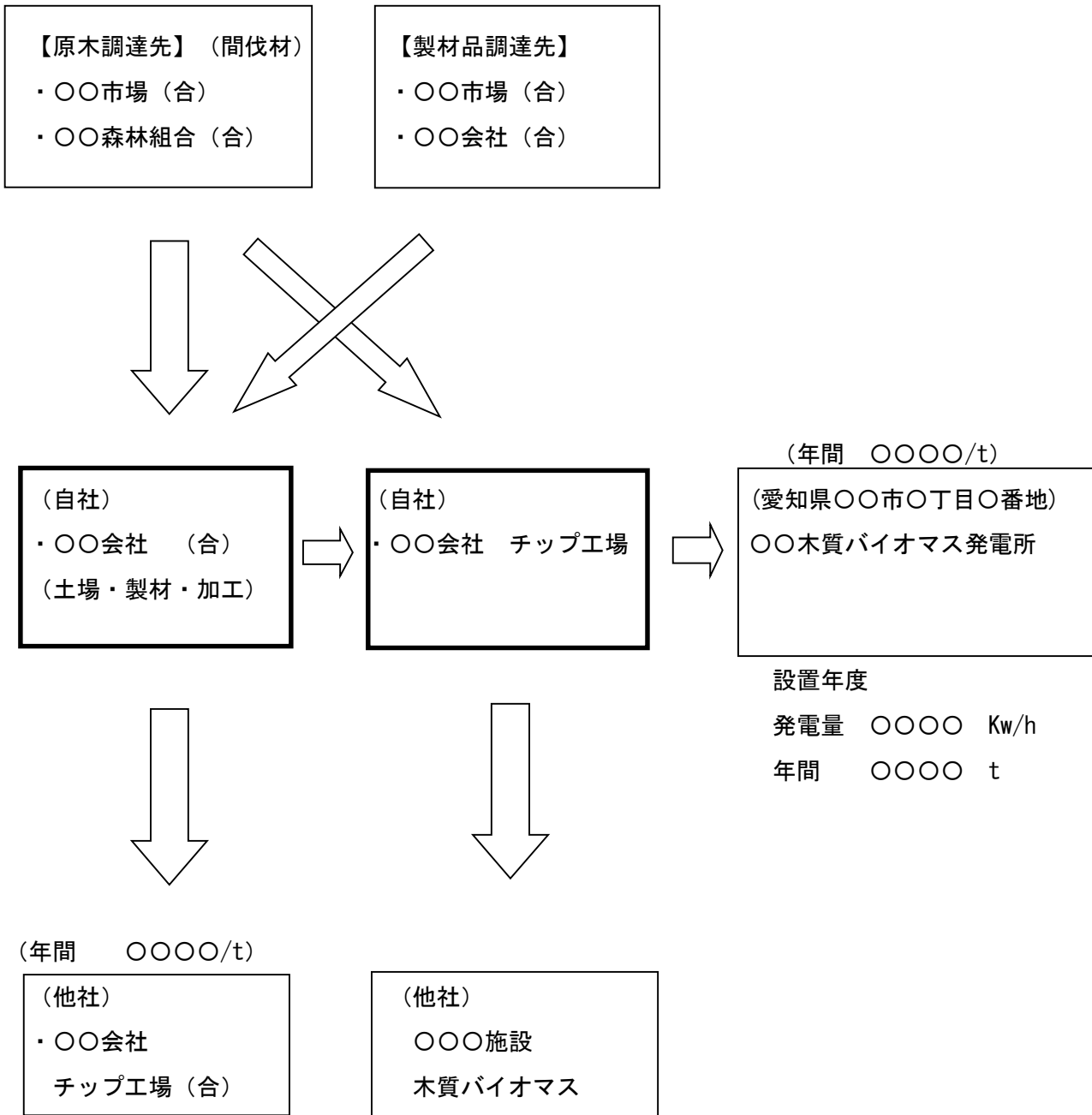
【別記1】の別添4

## 発電利用に供する木質バイオマスとなる原料の主な流れ図

(合)は合法木材供給事業

## 発電利用に供する木質バイオマスとなる原料の主な流れ図

(合)は合法木材供給事業



【別添 1—2】  
(製材工場等チップ生産事業者)

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

〇〇 事業者

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人愛知県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年3月27日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せてGHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・ 分別管理、GHG関連情報管理等責任者を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理、GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理、GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

#### (GHG関連情報の管理等の実施)

- ・ 原木等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は認定団体から認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送トラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスにかかるGHG関連情報等を整理し書面（電子媒体も可）により伝達する。（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

#### (書類管理)

- ・ 分別管理、GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1—2】  
(素材生産業者)

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人愛知県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年3月27日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せてGHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社が請け負って、又は、立木を買い受けて伐採した原木の取り扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・ 分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理、GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理、GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 森林保有者から伐採を請け負った場合は、森林保有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林であるかそれ以外の森林であるかを確認する。  
また森林保有者から立木を買い受けて伐採を行う場合は、当社が森林法で義務づけられている伐採手続きを行い、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できるようにする。
- ・ 伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産でき森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように管理する。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、証明書の写しを原木市場等の出荷先に渡すこととする。

<注>丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合は、次の文書を追記する。  
「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産でき森林の木材

とそれ以外の森林の木材が混在するおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の森林の木材が混在しないように分別管理する。」

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・ 出荷する木質バイオマスにかかるGHG関連情報等を整理し書面（電子媒体も可）により伝達する。（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 出荷に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理、GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1—2】  
(原木市場)

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人愛知県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年3月27日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せてGHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社が請け負って、又は、立木を買い受けて伐採した原木の取り扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・ 分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理、GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理、GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 素材生産業者等から出荷された木材は、出荷者から交付された証明書により間伐材等由来の木材か一般木材であるかを確認する。証明書のない場合はそれ以外の木材とする。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように管理する。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、原木の出荷者から提出された証明書の写しに自社で証明を追記し、証明書として出荷先に渡すこととする。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・ 出荷する木質バイオマスにかかるGHG関連情報等を整理し書面（電子媒体も可）により伝達する。（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 出荷に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理、GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上